



埼玉県報

第 2 5 0 2 号
平成 2 5 年 6 月 2 1 日
金 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター本庄事務所\)](#)
- [地籍調査の成果の認証\(土地水政策課\)](#)
- [基本勝者投票法と重勝式勝者投票法に係る車券発売事務の私人への委託に関する告示\(県営競技事務所\)](#)
- [基本勝者投票法に係る車券発売事務の私人への委託に関する告示\(県営競技事務所\)](#)
- [基本勝者投票法に係る車券発売事務の私人への委託に関する告示\(県営競技事務所\)](#)
- [坂戸都市計画事業\(仮称\)入西東部土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会の中止\(環境政策課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [桶川市下日出谷東特定土地区画整理組合の役員の氏名及び住所の届出\(市街地整備課\)](#)
- [県道熊谷児玉線の供用の開始\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [県道越谷八潮線の区域の変更\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [県立4病院の灯油\(平成25年度8月・9月分\)の調達に関する入札公告\(経営管理課\)](#)
- [生化学自動分析測定装置の賃貸借及び生化学自動分析測定装置用検査試薬の調達に関する入札公告\(経営管理課\)](#)
- [自動血球分析装置の賃貸借及び自動血球分析装置用検査試薬の調達に関する入札公告\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立がんセンター新病院の非分離型電動油圧式手術台の調達に関する入札公告\(経営管理課\)](#)
- [WTOに基づく一般競争入札の中止の公告\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [監査結果の公表\(監査第一課\)](#)
- [監査結果の公表\(監査第二課\)](#)
- [措置通知の公表\(監査第二課\)](#)
- [地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づく認定の告示\(審査調整課\)](#)

正誤

- [埼玉県川越建築安全センター所長告示第85号中訂正\(川越建築安全センター\)](#)

告 示

埼玉県告示第八百六十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年六月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人非電化地域の人々に蓄電池をおくる会

三 代表者の氏名

鈴木 一郎

四 主たる事務所の所在地

埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘四丁目一番九 二百六号グリーンタウン松ヶ丘

五 定款に記載された目的

この法人は、国内で使用済みとなった蓄電池の回収及び再生を行い、再生した蓄電池を国外の非電化地域の人々及び国内の福祉施設等へ提供することにより、環境の保護、福祉の増進及び国外の非電化地域の電化の推進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百六十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年五月九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人修復的対話フォーラム
- 三 代表者の氏名
山下 英三郎
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県所沢市山口五千三十六番地三十七ー一ー百七
- 五 定款に記載された目的
この法人は広く一般市民を対象に、人々の間で損なわれた関係を再構築するため、修復的対話の記念理念（個々人を尊重し、未来に向けた生き方を全員で探る）に基づき、学校及び、地域における研修事業やトラブル解決のためのファシリテーション事業等を行い、もって地域社会の安心と安全の実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百六十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年六月十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人後見センターこだま
- 三 代表者の氏名
神岡 豊子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県本庄市銀座三丁目五番十七号 ポレスターステーションシティ本庄
五百一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、後見制度の啓発やその制度に関する事業を行い、地域福祉に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百六十四号

川越市、熊谷市、秩父市及び深谷市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年六月二十一日

埼玉県知事 上田清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
川越市	平成二十三年年度 平成二十四年度	地籍図 十三枚 地籍簿 一冊	高階第一地区 （大字下新河岸、大字砂新田、大字今福の各一部）	平成二十五年 六月十八日
熊谷市	平成二十一年年度 平成二十二年年度 平成二十三年年度 平成二十四年度	地籍図 二十四枚 地籍簿 一冊	小島六地区（小島の一部）	平成二十五年 六月十八日
秩父市	平成二十一年年度 平成二十二年年度 平成二十三年年度	地籍図 十七枚 地籍簿 一冊	強石第四地区 （大滝の一部）	平成二十五年 六月十八日
秩父市	平成二十二年年度 平成二十三年年度	地籍図 十七枚 地籍簿 一冊	大達原第一地区 （大滝の一部）	平成二十五年 六月十八日
深谷市	平成二十二年度 平成二十三年年度 平成二十四年度	地籍図 二十枚 地籍簿 一冊	深谷第三十一地区 （大谷の一部）	平成二十五年 六月十八日

告 示

埼玉県告示第八百六十五号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

平成二十五年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 受託者の名称及び所在地

株式会社ケイドリームス

東京都府中市宮町一丁目四十番地

二 委託契約締結日

平成二十五年四月一日

三 委託期間

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第八百六十六号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

平成二十五年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 受託者の名称及び所在地

株式会社チャリ・ロト

東京都品川区東五反田二丁目十四番十八号

二 委託契約締結日

平成二十五年四月一日

三 委託期間

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第八百六十七号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第三条第二号及び第三号に係る事務を次のとおり委託した。

平成二十五年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 受託者の名称及び所在地

オッズ・パーク株式会社

東京都港区東新橋一丁目九番二号

二 委託契約締結日

平成二十五年四月一日

三 委託期間

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第八百六十八号

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第十六条第一項の規定により、平成二十五年埼玉県告示第八百七号（坂戸都市計画事業（仮称）入西東部土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会の開催）により公告した次の公聴会の開催を中止する。

平成二十五年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 件名

坂戸都市計画事業（仮称）入西東部土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会

二 日時及び場所

ア 平成二十五年六月二十九日（土）午前十時から十一時まで

坂戸市役所 二〇一会議室

イ 平成二十五年六月二十九日（土）午後一時から二時まで

鶴ヶ島市役所 五〇四会議室

ウ 平成二十五年六月三十日（日）午前十時から十一時まで

東松山市役所総合会館 四階多目的ホールA

エ 平成二十五年六月三十日（日）午後一時から二時まで

鳩山町中央公民館石坂分館 集会室

オ 平成二十五年六月三十日（日）午後三時から四時まで

毛呂山町中央公民館 会議室1

三 都市計画決定権者の事業者の氏名及び住所

坂戸市

坂戸市長 石川 清

坂戸市千代田一丁目一番一号

四 中止の理由

公述の申出がなかったため

告 示

埼玉県告示第八百六十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）J o s h i n 北本店

埼玉県北本市中丸三丁目百三十七番一号外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

「北本市大規模小売店舗等の立地に伴う市及び設置者等の役割を定める条例」に基づき地域商工業の振興に努めること。

二 縦覧期間

平成二十五年六月二十一日から平成二十五年七月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

告 示

埼玉県告示第八百七十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により
桶川市下日出谷東特定土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったの
で、次のとおり公告する。

平成二十五年六月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

退任した理事の氏名及び住所

市原 節 桶川市大字下日出谷九十四番地の四

岡野 勇 桶川市大字下日出谷二百八十一番地

岡野 寛 桶川市大字下日出谷二百九十九番地

小澤 豊 桶川市大字下日出谷百六十一番地

岸 宏 治 桶川市下日出谷西三丁目十三番地の十一

岸 正 勝 桶川市大字下日出谷七十四番地

関根 英 一 桶川市下日出谷西三丁目十四番地の一

中村 勝 美 桶川市大字下日出谷二百三十五番地

野本 昇 桶川市大字下日出谷十二番地

野本 治 重 桶川市大字下日出谷百十七番地

和久津 慶 治 桶川市下日出谷西三丁目九番地の一

和久津 繁 則 桶川市大字下日出谷八十二番地の二

和久津 孝 夫 桶川市大字下日出谷百四十四番地

就任した理事の氏名及び住所

市原 節 桶川市大字下日出谷九十四番地の四

岡野 勇 桶川市大字下日出谷二百八十一番地

岡野 寛 桶川市大字下日出谷二百九十九番地

岸 宏 治 桶川市下日出谷西三丁目十三番地の十一

岸 正 勝 桶川市大字下日出谷七十四番地

清水 浩 桶川市大字下日出谷百六十八番地

中村 勝 美 桶川市大字下日出谷二百三十五番地

中村 俊 明 桶川市大字下日出谷二百五十五番地の三

野本 昇 桶川市大字下日出谷十二番地

野本 治 重 桶川市大字下日出谷百十七番地

和久津 繁 則 桶川市大字下日出谷八十二番地の二

和久津 孝 夫 桶川市大字下日出谷百四十四番地

和久津 正 美
桶川市大字下日出谷百二十六番地

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年六月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 吉 田 学

<p>路線名</p>	<p>熊谷児玉線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>深谷市折之口字前山八三七番二地先から同市折之口字中廓三九七番二地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十五年六月二十一日</p>
<p>備考</p>	<p>平成十八年四月二十五日埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二十二号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長二一五・七〇メートル</p>

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十五年六月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 井 上 桂 一

一 道路の種類 県道

二 路線名 越谷八潮線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
里字深田三八七番一地先まで	越谷市大字下間久里字深田四〇 二番四地先から同市大字下間久	区 間
一六・〇〇 一七・〇〇	一六・〇〇 一八・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
	一四・〇〇	延 長 (メートル)
	住宅宅地関連公共施設整備 推進事業	備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年六月二十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年十一月二十一日

指令川建セ第二四 八六号

二 検査済証番号

平成二十五年六月十八日

川建セ第二五 三四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字青山字川久保一四二四番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字原川四 四番地一

荒井 智和

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年六月二十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十年十一月二十八日

指令川建セ第二 九四 号

二 検査済証番号

平成二十五年六月二十一日

川建セ第二五 三三三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字下里字島根七三六番七、七三六番六の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字上横田一五六一番地二六

野村 勇一

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年六月二十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年三月二十一日

指令川建セ第二四〇一四三〇号

二 検査済証番号

平成二十五年六月十八日

川建セ第二五〇〇三二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字都四番二十八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町みなみ野一丁目十三番地三

幸明建設株式会社 代表取締役 金村 浩一

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第二十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成二十五年六月二十一日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 平 井 登喜雄

指定番号	第五号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第五号
指定の年月日	平成二十五年六月十二日
指定に係る道路の位置	埼玉県大里郡寄居町大字寄居字大町千四百四十五番十二
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	二十五・八七メートル
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	四・〇〇メートル

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年六月二十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年六月十三日

指令越建セ第二四〇〇三三一号

二 検査済証番号

平成二十五年六月十七日

越建セ第一二一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字西条原字中通六百五十番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県越谷市大字南荻島三千七百七十九番地 大東ハイツ一〇一

岩崎 善匡

告 示

埼玉県病院事業告示第四十八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十五年六月二十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

灯油 JIS 1号 449,300リットル

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成25年8月1日から平成25年9月30日まで

(4) 納入場所

- ア 埼玉県熊谷市板井1696番地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター
- イ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地 埼玉県立がんセンター
- ウ 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地 埼玉県立小児医療センター
- エ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2 埼玉県立精神医療センター

(5) 一連の調達契約に関する事項

- ア 今後調達が予定される数量及び入札公告予定時期

灯油 JIS 1号 約459,600リットル

平成25年8月

- イ 最初の契約に係る入札公告日

平成25年2月15日

(6) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「商品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 山崎、堀口
電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する。（事前に電話により連絡すること。）

(3) 入札説明会

なし。

(4) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年7月19日（金）午後2時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年7月18日（木）午後5時まで（必着）

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成25年7月19日（金）午後2時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札への参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成25年7月4日（木）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を前記3(1)の提出場所へ郵送又は持参により提出する。

なお、郵送の場合は、書留郵便に限り、上記期限内に必着とする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Kerosene JIS(No.1) 449,3000

(2) Time-limit for tender:

2:00 p.m. July 19, 2013 (Bidding by registered mail must be received by 5:00p.m. July 18, 2013)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5985

告 示

埼玉県病院事業告示第四十九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十五年六月二十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

生化学自動分析装置の賃貸借及び生化学自動分析装置用検査試薬の購入数量は仕様書による。

(2) 調達案件の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(3) 履行期間

ア 生化学自動分析装置賃貸借

平成26年1月1日から平成30年12月31日まで

ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

イ 生化学自動分析装置用検査試薬調達

平成26年1月1日から平成26年3月31日まで

ただし、入札内訳書2に記載された検査試薬の単価に基づき、市場価格に著しい変動がある場合を除き、分析装置の賃貸借期間中、毎年度、同単価で単価契約を締結することを前提に応札すること。

(4) 履行場所

ア 生化学自動分析装置賃貸借

埼玉県立がんセンター新病院 北足立郡伊奈町小室771-1番地ほか

イ 生化学自動分析装置用検査試薬の購入

(ア) 埼玉県立循環器・呼吸器病センター 熊谷市板井1696番地

(イ) 埼玉県立がんセンター新病院 北足立郡伊奈町小室771-1番地ほか

(ウ) 埼玉県立小児医療センター さいたま市岩槻区馬込2100番地

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成24年埼玉県告示第1086号）に基づき、業種区分「物品の販売」及び「物品の賃貸」の両方についてA等級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 薬事法（昭和35年法律第145号）第24条の規定に基づく医薬品の販売の許可及び第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の賃貸の許可を受けている者であること。

3 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 山崎・権田（ごんだ）
電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905
- (2) 入札機器に係る技術仕様書その他の入札説明書で求める提出資料（提案書）の提出場所及び仕様に関する問い合わせ先
 - ア 埼玉県立循環器・呼吸器病センター分
〒360-0105 埼玉県熊谷市板井1696
埼玉県立循環器・呼吸器病センター 検査技術部副部長 豊岡
電話048-536-9900 ファクシミリ048-536-9920
 - イ 埼玉県立がんセンター分
〒362-0806 埼玉県伊奈町小室818
埼玉県立がんセンター 検査技術部長 岩田
電話048-722-1111 ファクシミリ048-722-1129
 - ウ 埼玉県立小児医療センター分
〒339-8551 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100
埼玉県立小児医療センター 検査技術部副部長 小野

電話048-758-1811 ファクシミリ048-758-1818

(3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

(4) 入札説明会

なし。

(5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年8月6日(火)午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年8月5日(月)午後5時まで(必着)

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成25年8月6日(火)午前10時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程(平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成

25年7月16日（火）午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

前記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成25年7月16日（火）午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) a. Nature and quantity of the products to be leased:

Biochemical Automatic Analyzer

b. Nature and quantity of the products to be purchased:

The inspection reagents for Automatic Biochemical Analyzer

(2) Time-limit for tender:

10:00 a.m., August 6, 2013 (bidding by registered mail must be received
by 5:00 p.m., August 5, 2013)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan, Telephone: 048-830-5985

告 示

埼玉県病院事業告示第五十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十五年六月二十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名

自動血球分析装置賃貸借及び自動血球分析装置用検査試薬の調達

(2) 調達案件の予定数量及び仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(3) 履行期間

ア 自動血球分析装置賃貸借

平成26年1月1日から平成30年12月31日まで

ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

イ 自動血球分析装置用検査試薬調達

平成26年1月1日から平成26年3月31日まで

ただし、入札内訳書2に記載された検査試薬の単価に基づき、市場価格に著しい変動がある場合を除き、分析装置の賃貸借期間中、毎年度、同単価で単価契約を締結することを前提に応札すること。

(4) 履行場所

ア 埼玉県立循環器・呼吸器病センター 熊谷市板井1696番地

イ 埼玉県立がんセンター新病院 北足立郡伊奈町小室771-1番地ほか

ウ 埼玉県立小児医療センター さいたま市岩槻区馬込2100番地

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に輸入され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に輸入し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成24年埼玉県告示第1086号）に基づき、業種区分「物

品の販売」及び「物品の賃貸」の両方についてA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 薬事法（昭和35年法律第145号）第24条の規定に基づく医薬品の販売の許可及び第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の賃貸の許可を受けている者であること。

3 入札書等の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 山崎・権田（ごんだ）

電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

(2) 入札機器に係る技術仕様書その他の入札説明書で求める提出資料（提案書）の提出場所及び仕様に関する問い合わせ先

ア 埼玉県立循環器・呼吸器病センター分

〒360-0105 埼玉県熊谷市板井1696

埼玉県立循環器・呼吸器病センター 検査技術部副部長 豊岡

電話048-536-9900 ファクシミリ048-536-9920

イ 埼玉県立がんセンター分

〒362-0806 埼玉県伊奈町小室818

埼玉県立がんセンター 検査技術部長 岩田

電話048-722-1111 ファクシミリ048-722-1129

ウ 埼玉県立小児医療センター分

〒339-8551 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100

埼玉県立小児医療センター 検査技術部副部長 小野

電話048-758-1811 ファクシミリ048-758-1818

(3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情

報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

(4) 入札説明会

なし。

(5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年8月6日(火)午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年8月5日(月)午後5時まで(必着)

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成25年8月6日(火)午前10時40分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程(平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成25年7月16日(火)午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、

それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

前記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成25年7月16日（火）午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) a. Nature and quantity of the products to be leased:

Automatic Analyzer of Blood cell

b. Nature and quantity of the products to be purchased:

The inspection reagents for Automatic Analyzer of Blood cell

(2) Time-limit for tender:

10:30 a.m., August 6, 2013 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., August 5, 2013)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan, Telephone: 048-830-5985

告 示

埼玉県病院事業告示第五十一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十五年六月二十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

非分離型電動油圧式手術台 一式

(2) 調達案件の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年11月29日

(4) 納入場所

埼玉県北足立郡伊奈町小室771-1番地ほか 埼玉県立がんセンター新病院

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成24年埼玉県告示第1086号）に基づき、業種区分「商品の販売」のA等級に格付けされ、かつ営業品目（大分類）「医療機器」に登録された者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 薬事法（昭和35年法律第145号）第39条に基づく、高度管理医療機器等の販売業の許可を受けていること。

3 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、
入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号

埼玉県病院局経営管理課 入札担当 三谷・柳

電話048-830-5973（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 入札機器に係る技術仕様書その他の入札説明書で求める提出資料（提案書）
の提出場所及び仕様に関する問い合わせ先

〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地

埼玉県立がんセンター 新病院準備担当 深澤

電話048-722-1111（代表） ファクシミリ048-722-1129

- (3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

- (4) 入札説明会

なし。

- (5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年8月5日（月）午前10時00分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年8月2日（金）午後5時まで（必着）

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

- (6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成25年8月5日（月）午前10時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成25年7月16日（火）午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

前記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成25年7月12日（金）午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒

330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775
(直通)へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Improperness mold release electric oil pressure-type operating table

(2) Time-limit for tender:

10:00 a.m., August 5, 2013 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., August 2, 2013)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan, Telephone: 048-830-5973

告 示

埼玉県病院事業告示第五十二号

平成二十五年埼玉県病院事業告示第四十五号（埼玉県立がんセンター新病院の冷温蔵機能付き配膳車の調達に関する入札公告）は、取り消す。

平成二十五年六月二十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

告 示

埼玉県教委告示第二十七号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十五年六月二十一日

埼玉県教育委員会委員長 清水松代

一 日時

平成二十五年六月二十七日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

- イ 埼玉県社会教育委員の委嘱及び任命について
- ロ 埼玉県立図書館協議会委員の委嘱及び任命について
- ハ 埼玉県立近代美術館協議会委員の委嘱及び任命について
- ニ その他

告 示

埼玉県監査委員告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第七項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成二十五年六月二十一日

埼玉県監査委員	根 岸 和 夫
埼玉県監査委員	荒 井 伸 夫
埼玉県監査委員	松 沢 邦 翁
埼玉県監査委員	梅 澤 佳 一

監査の結果

1 監査の概要

(1) 監査の対象団体及び実施時期

埼玉県が補助金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体(補助金等交付団体)について監査を実施するもので、このうち20団体について、平成25年1月から同3月までの間に実施した。

(2) 監査の対象事項

平成23年度に埼玉県が交付した補助金等財政的援助に係る出納その他の事務

2 監査の結果

監査対象団体別の監査の結果は、次のとおりである。また、指摘事項及び注意事項以外の軽微な不当事項等については、監査対象団体及び所管部局にその都度注意した。

- ・ 指摘事項は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が違法又は不当であると認められるもののうち、総合的に勘案して重大であると認められるもの
- ・ 注意事項は、違法又は不当であると認められるもののうち、指摘事項及び軽微な事項に該当しないと認められるもの

監査対象団体	学校法人小池学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 平成25年1月23日 委員監査 平成25年2月21日(書面)
財政的援助等の内容	1 高等学校等就学支援金 (武蔵野星城高等学校) 63,953,813円 1 私立高等学校等父母負担軽減事業補助金 (武蔵野星城高等学校) 13,240,993円 2 私立学校運営費補助金(東萌ビューティーカレッジ、東萌保育専門学校) 2,697,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人武蔵野音楽学園
所管部局	総務部、都市整備部
監査実施日	職員調査 平成25年1月29日

	委員監査 平成25年2月28日(書面)
財政的援助等の内容	1 私立学校運営費補助金 (武蔵野音楽大学附属高等学校) 47,628,000円 2 高等学校等就学支援金 (武蔵野音楽大学附属高等学校) 10,974,150円 3 私立高等学校等父母負担軽減事業補助金 (武蔵野音楽大学附属高等学校) 955,700円 4 私立学校(幼稚園)運営費補助金 (武蔵野音楽大学武蔵野幼稚園) 26,554,000円 5 建築物耐震改修等事業費補助金 (武蔵野音楽学園人間キャンパス7号館) 1,920,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人光の村学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 平成25年2月20日 委員監査 平成25年3月21日(書面)
財政的援助等の内容	(光の村養護学校秩父自然学園) 1 私立学校運営費補助金 48,549,000円 2 特別支援教育就学奨励扶助費 4,763,015円 3 私立高等学校等父母負担軽減事業補助金 1,344,550円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人浦和富士学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 平成25年2月14日 委員監査 平成25年3月12日(書面)
財政的援助等の内容	1 私立学校(幼稚園)運営費補助金 39,911,000円 2 私立幼稚園保育料軽減事業補助金(家計急変世帯に対する補助) 416,000円 3 私立幼稚園特別支援教育費補助金 17,631,202円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人豊春学園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 平成25年2月22日

	委員監査 平成25年3月21日(書面)	
財政的援助等の内容	1 私立学校(幼稚園)運営費補助金	47,216,000円
	2 私立幼稚園保育料軽減事業補助金	182,000円
	3 私立幼稚園被災児保育料等軽減事業補助金	131,600円
	4 私立幼稚園特別支援教育費補助金	5,366,018円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人美濃部学園	
所管部局	総務部	
監査実施日	職員調査 平成25年1月18日 委員監査 平成25年2月14日(書面)	
財政的援助等の内容	1 私立学校(幼稚園)運営費補助金	51,364,000円
	2 私立幼稚園保育料軽減事業補助金(家計急変世帯に対する補助)	500,600円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人明倫学園	
所管部局	総務部	
監査実施日	職員調査 平成25年1月24日 委員監査 平成25年3月12日(書面)	
財政的援助等の内容	1 私立学校(幼稚園)運営費補助金	47,512,000円
	2 私立幼稚園保育料軽減事業補助金(家計急変世帯に対する補助)	184,300円
	3 私立幼稚園特別支援教育費補助金	3,066,296円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人新武蔵野学園	
所管部局	総務部	
監査実施日	職員調査 平成25年1月17日 委員監査 平成25年3月12日(書面)	
財政的援助等の内容	1 私立学校(幼稚園)運営費補助金	50,157,000円
	2 私立幼稚園保育料軽減事業補助金(家計急変世帯に対する補助)	504,600円
	3 私立幼稚園被災幼児保育料等軽減事業補助金	181,600円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人文京学園										
所管部局	総務部、保健医療部										
監査実施日	職員調査 平成25年2月21日 委員監査 平成25年3月12日(書面)										
財政的援助等の内容	<table border="0"> <tr> <td>1 私立学校(幼稚園)運営費補助金 (文京学院大学ふじみ野幼稚園)</td> <td style="text-align: right;">58,048,000円</td> </tr> <tr> <td>2 私立幼稚園特別支援教育費補助金 (文京学院大学ふじみ野幼稚園)</td> <td style="text-align: right;">6,132,592円</td> </tr> <tr> <td>3 私立幼稚園保育料軽減事業補助金(家計急変世帯に対する補助) (文京学院大学ふじみ野幼稚園)</td> <td style="text-align: right;">309,000円</td> </tr> <tr> <td>4 私立幼稚園被災幼児保育料等軽減事業補助金 (文京学院大学ふじみ野幼稚園)</td> <td style="text-align: right;">166,800円</td> </tr> <tr> <td>5 結核予防費補助金 (文京学院大学)</td> <td style="text-align: right;">146,000円</td> </tr> </table>	1 私立学校(幼稚園)運営費補助金 (文京学院大学ふじみ野幼稚園)	58,048,000円	2 私立幼稚園特別支援教育費補助金 (文京学院大学ふじみ野幼稚園)	6,132,592円	3 私立幼稚園保育料軽減事業補助金(家計急変世帯に対する補助) (文京学院大学ふじみ野幼稚園)	309,000円	4 私立幼稚園被災幼児保育料等軽減事業補助金 (文京学院大学ふじみ野幼稚園)	166,800円	5 結核予防費補助金 (文京学院大学)	146,000円
1 私立学校(幼稚園)運営費補助金 (文京学院大学ふじみ野幼稚園)	58,048,000円										
2 私立幼稚園特別支援教育費補助金 (文京学院大学ふじみ野幼稚園)	6,132,592円										
3 私立幼稚園保育料軽減事業補助金(家計急変世帯に対する補助) (文京学院大学ふじみ野幼稚園)	309,000円										
4 私立幼稚園被災幼児保育料等軽減事業補助金 (文京学院大学ふじみ野幼稚園)	166,800円										
5 結核予防費補助金 (文京学院大学)	146,000円										
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。										

監査対象団体	学校法人浦和榎本学園						
所管部局	総務部						
監査実施日	職員調査 平成25年2月25日 委員監査 平成25年3月21日(書面)						
財政的援助等の内容	<table border="0"> <tr> <td>1 私立学校(幼稚園)運営費補助金</td> <td style="text-align: right;">61,329,000円</td> </tr> <tr> <td>2 私立幼稚園保育料軽減事業補助金(家計急変世帯に対する補助)</td> <td style="text-align: right;">118,000円</td> </tr> <tr> <td>3 私立幼稚園被災幼児保育料等軽減事業補助金</td> <td style="text-align: right;">148,500円</td> </tr> </table>	1 私立学校(幼稚園)運営費補助金	61,329,000円	2 私立幼稚園保育料軽減事業補助金(家計急変世帯に対する補助)	118,000円	3 私立幼稚園被災幼児保育料等軽減事業補助金	148,500円
1 私立学校(幼稚園)運営費補助金	61,329,000円						
2 私立幼稚園保育料軽減事業補助金(家計急変世帯に対する補助)	118,000円						
3 私立幼稚園被災幼児保育料等軽減事業補助金	148,500円						
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。						

監査対象団体	社会福祉法人友好会
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 平成25年2月4日 委員監査 平成25年2月28日(書面)
財政的援助等の内容	施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金 (特別養護老人ホームまごめ遊美園) 32,413,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	医療法人社団明雄会
所管部局	福祉部、保健医療部

監査実施日	職員調査 平成25年2月5日及び3月5日 委員監査 平成25年3月21日(書面)
財政的援助等の内容	1 施設開設準備経費助成特別対策事業費等補助金 (介護老人保健施設エスポワールさいたま) 60,000,000円 2 施設開設準備経費助成特別対策事業費等補助金 (介護老人保健施設エスポワール所沢) 60,000,000円 3 定期病状報告等報告書補助金(三芳の森病院) 194,040円 4 定期病状報告等報告書補助金(本庄児玉病院) 133,650円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	医療法人財団聖蹟会
所管部局	福祉部、保健医療部、産業労働部
監査実施日	職員調査 平成25年2月6日 委員監査 平成25年3月12日(書面)
財政的援助等の内容	1 施設開設準備経費助成特別対策事業費等補助金 (介護老人保健施設ハートランド大宮) 60,000,000円 2 新人看護職員研修事業補助金(埼玉県中央病院) 362,000円 3 介護老人保健施設整備利子補助金 (介護老人保健施設ハートランド桶川) 6,826,000円 4 ふるさと雇用再生基金事業一時金 300,000円 5 介護職員キャリアアップ・チャレンジ事業費補助金 258,650円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	医療法人秦一会
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 平成25年2月6日 委員監査 平成25年2月21日(書面)
財政的援助等の内容	施設開設準備経費助成特別対策事業費等補助金 (介護老人保健施設みかじま) 54,000,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	飯能商工会議所
所管部局	産業労働部
監査実施日	職員調査 平成25年2月7日 委員監査 平成25年3月12日(書面)
財政的援助等の内容	小規模事業経営支援事業費補助金 35,786,000円

の内容	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	狭山商工会議所
所管部局	産業労働部
監査実施日	職員調査 平成25年1月31日 委員監査 平成25年2月28日(書面)
財政的援助等の内容	小規模事業経営支援事業費補助金 36,669,380円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	東松山市商工会
所管部局	産業労働部
監査実施日	職員調査 平成25年2月13日 委員監査 平成25年3月12日(書面)
財政的援助等の内容	小規模事業経営支援事業費補助金 36,560,750円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	鶴ヶ島市商工会
所管部局	産業労働部
監査実施日	職員調査 平成25年2月13日 委員監査 平成25年2月27日(書面)
財政的援助等の内容	小規模事業経営支援事業費補助金 33,050,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	蓮田市商工会
所管部局	産業労働部
監査実施日	職員調査 平成25年1月24日 委員監査 平成25年2月28日(書面)
財政的援助等の内容	小規模事業経営支援事業費補助金 32,293,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	埼玉県職業能力開発協会
所管部局	産業労働部
監査実施日	職員調査 平成25年1月17日 委員監査 平成25年2月28日(書面)
財政的援助等の内容	埼玉県職業能力開発協会運営費補助金 54,868,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

告 示

埼玉県監査委員告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成二十五年六月二十一日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 松 沢 邦 翁

埼玉県監査委員 梅 澤 佳 一

1 監査結果に関する報告

(1) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証

(2) 監査の対象事務

平成23年度・平成24年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(3) 監査の対象機関 205機関

所管部局	監査対象機関
企画財政部	東京事務所、南部地域振興センター、南西部地域振興センター、県央地域振興センター、川越比企地域振興センター・東松山事務所
総務部	川口県税事務所、上尾県税事務所、朝霞県税事務所、川越県税事務所、所沢県税事務所、飯能県税事務所、東松山県税事務所、行田県税事務所、越谷県税事務所
県民生活部	平和資料館、消費生活支援センター、消費生活支援センター川越、消費生活支援センター春日部、消費生活支援センター熊谷
危機管理防災部	消防学校、防災航空センター
環境部	東松山環境管理事務所、越谷環境管理事務所、環境科学国際センター、環境整備センター
福祉部	東部中央福祉事務所、西部福祉事務所、総合リハビリテーションセンター、中央児童相談所、川越児童相談所、所沢児童相談所、越谷児童相談所
保健医療部	川口保健所、春日部保健所、草加保健所、東松山保健所、坂戸保健所、加須保健所
産業労働部	川越高等技術専門学校、春日部高等技術専門学校
農林部	さいたま農林振興センター、川越農林振興センター、大里農林振興センター、加須農林振興センター、農業大学校、農林総合研究センター園芸研究所、農林総合研究センター茶業研究所、農林総合研究センター水産研究所、花と緑の振興センター、寄居林業事務所、農村整備計画センター
県土整備部	さいたま県土整備事務所、飯能県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、行田県土整備事務所、総合治水事務所
都市整備部	川越建築安全センター、越谷建築安全センター
企業局	新三郷浄水場、地域整備事務所
下水道局	荒川右岸下水道事務所

教育局	<p>東部教育事務所、総合教育センター、久喜図書館、さきたま史跡の博物館、加須げんきプラザ、伊奈学園中学校、上尾高等学校、上尾鷹の台高等学校、上尾橘高等学校、上尾南高等学校、朝霞高等学校、朝霞西高等学校、伊奈学園総合高等学校、人間高等学校、人間向陽高等学校、岩槻北陵高等学校、浦和工業高等学校、浦和西高等学校、大井高等学校、小川高等学校、桶川高等学校、桶川西高等学校、春日部高等学校、春日部工業高等学校、春日部女子高等学校、春日部東高等学校、川口高等学校、川口北高等学校、川口青陵高等学校、川口東高等学校、川越高等学校、川越工業高等学校、川越女子高等学校、川越総合高等学校、川越初雁高等学校、川越南高等学校、北本高等学校、久喜高等学校、久喜工業高等学校、久喜北陽高等学校、熊谷女子高等学校、芸術総合高等学校、鴻巣女子高等学校、越ヶ谷高等学校、越谷西高等学校、坂戸西高等学校、幸手高等学校、幸手商業高等学校、狭山経済高等学校、狭山工業高等学校、狭山緑陽高等学校、志木高等学校、庄和高等学校、白岡高等学校、進修館高等学校、杉戸高等学校、誠和福祉高等学校、草加高等学校、草加西高等学校、草加東高等学校、草加南高等学校、玉川工業高等学校、鶴ヶ島清風高等学校、所沢高等学校、所沢北高等学校、所沢商業高等学校、所沢中央高等学校、所沢西高等学校、戸田翔陽高等学校、豊岡高等学校、滑川総合高等学校、南稜高等学校、新座高等学校、新座総合技術高等学校、新座柳瀬高等学校、鳩ヶ谷高等学校、鳩山高等学校、羽生高等学校、羽生実業高等学校、羽生第一高等学校、飯能高等学校、飯能南高等学校、日高高等学校、吹上秋桜高等学校、福岡高等学校、富士見高等学校、不動岡高等学校、松伏高等学校、三郷高等学校、三郷北高等学校、三郷工業技術高等学校、宮代高等学校、八潮高等学校、八潮南高等学校、吉川高等学校、寄居城北高等学校、和光高等学校、和光国際高等学校、鷲宮高等学校、蕨高等学校、上尾特別支援学校、上尾かしの木特別支援学校、岩槻特別支援学校、春日部特別支援学校、川口特別支援学校、川越特別支援学校、川島ひばりが丘特別支援学校、越谷特別支援学校、越谷西特別支援学校、狭山特別支援学校、所沢特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校、蓮田特別支援学校、特別支援学校塙保己一学園、特別支援学校羽生ふじ高等学園、東松山特別支援学校、日高特別支援学校、三郷特別支援学校、宮代特別支援学校、毛呂山特別支援学校、和光特別支援学校、和光南特別支援学校</p>
警察本部	<p>蕨警察署、川口警察署、武南警察署、朝霞警察署、新座警察署、草加警察署、上尾警察署、鴻巣警察署、川越警察署、東入間警察署、所沢警察署、狭山警察署、西入間警察署、東松山警察署、小川警察署、羽生警察署、加須警察署、春日部警察署、久喜警察署、幸手警察署、杉戸警察署、</p>

	吉川警察署
--	-------

備 考

平成 2 5 年 4 月 1 日付け組織改正等

改 正 前		改 正 後	
部 局	機 関	部 局	機 関
県民生活部	平和資料館	県民生活部	廃止
教育局	人間高等学校	教育局	豊岡高等学校と統合
教育局	大井高等学校	教育局	福岡高等学校と統合し、ふじみ野高等学校
教育局	幸手高等学校	教育局	幸手商業高等学校と統合し、幸手桜高等学校
教育局	幸手商業高等学校	教育局	幸手高等学校と統合し、幸手桜高等学校
教育局	玉川工業高等学校	教育局	廃止
教育局	福岡高等学校	教育局	大井高等学校と統合し、ふじみ野高等学校
教育局	吉川高等学校	教育局	草加高等学校の定時制課程と統合し、吉川美南高等学校

(4) 監査実施日

平成 2 5 年 1 月 1 1 日 ~ 平成 2 5 年 2 月 2 7 日

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（以下「事務事業の執行等」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア)事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの。

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの。

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
企画財政部	南西部地域振興センター	平成 23 年度「市町村による提案・実施事業」補助金の交付申請書をはじめ、交付決定に関する文書の所在が確認できず、文書管理が不適切であった。
県土整備部	さいたま県土整備事務所	カメラなどの備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。
県土整備部	飯能県土整備事務所	パーソナルコンピュータなどの備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。
県土整備部	行田県土整備事務所	ビデオカメラなどの備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。
教育局	草加南高等学校	備品であるブルーレイレコーダーで、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。
教育局	飯能南高等学校	カメラなどの備品で、所在の確認できないものが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。
警察本部	所沢警察署	落札となるべき同額の入札者が複数あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならないが、これを行わず再度入札書を提出させ落札決定を行っていたことは不適切であった。

イ 注意事項

機関・職制名		監査の結果
農林部	川越農林振興センター	入間北部第二用水改良事業敷地に係る行政財産の使用許可について、行政財産使用料減免基準に該当しないにも関わらず、使用料を免除していたことは不適切

		であった。
農林部	大里農林振興センター	平成 22 年度の「22 熊中第 201 号ほ場整備工事」について、当初請負代金額の 3 割を超える増額変更契約を行いながら契約保証金の金額を変更後の請負代金額の 10 分の 1 以上に変更していなかったのは不適切であった。
農林部	加須農林振興センター	平成 24 年度の「冷温水ポンプ及び冷却水ポンプの交換修繕」(939 千円)について、予算の執行委任を受けることとなっていたが、執行委任前に予定価格を決定し、見積合わせを行い、契約を締結したことは不適切であった。
農林部	加須農林振興センター	平成 22 年度の「22 手三第 502 号ほ場整備工事」について、当初請負代金額の 6 割を超える増額変更契約を行いながら契約保証金の金額を変更後の請負代金額の 10 分の 1 以上に変更していなかったのは不適切であった。
農林部	寄居林業事務所	平成 23 年度の「満所山村生活安全対策工事」(9,628 千円)について、谷止工水平打継用鉄筋(補強挿し筋)の設置方法(形状・配置等)を契約図書に示さないまま施工させたことは不適切であった。
農林部	寄居林業事務所	平成 24 年度の「矢納針広混交林造成工事」(1,029 千円)について、契約図書において下草刈払い面積の出来形管理を求めているにも関わらず、出来形管理書類の提出を受けず、下草刈払い面積の確認を行っていなかったのは不適切であった。
県土整備部	さいたま県土整備事務所	行政財産使用許可について、次の点で不適切であった。 1 埼玉県財務規則に定められた使用許可の手続きによらず、管理委託(覚書)により無償で使用させていた。 2 同規則により所管部長の決裁が必要な案件であるにも関わらず、所長決裁等により使用料免除の許可を繰り返していた。
県土整備部	飯能県土整備事務所	平成 23 年度の「河川維持修繕工事(河川維持工)」について、当初請負代金額の 4 割を超える増額変更契約を行いながら契約保証金の金額を変更後の請負代金額の 10 分の 1 以上に変更していなかったのは不適切であ

		った。
県土整備部	行田県土整備事務所	<p>行政財産使用許可について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県が行うべき排水施設等の修繕を相手方に実施させ、相手方が負担すべきその後 10 年間の管理費を免除することとしていた。 2 埼玉県財務規則により所管部長の決裁が必要な案件であるにも関わらず、所長決裁により使用料免除の許可を繰り返していた。
教育局	久喜図書館	平成 23 年度の「ばい煙測定業務委託」(94 千円) について、承認を得ずに、業務を第三者に再委託したことは、不適切であった。
教育局	入間向陽高等学校	平成 23 年度の「正門雨水冠水修繕工事」(399 千円) は、2 者から見積書を徴取したが、各々の見積内容(寸法や数量など) が異なっていた。さらには、各々の見積書の寸法と概略図の寸法も異なっていたことは、不適切であった。
教育局	春日部東高等学校	平成 24 年度の「産業廃棄物処理委託契約」(77 千円) において、検査調書を作成していなかったのは、不適切であった。
教育局	幸手高等学校	<p>平成 23 年度の「校内補修工事」(378 千円) について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 2 者から見積書を徴取したが、契約を締結した相手方のものは代表者の押印漏れ、もう 1 者のものは代表者名の記載及び押印が漏れていた。 2 見積書は支店長名で提出されていたが、作業完了報告書と請求書は代表取締役名であり、また、各々の代表取締役名は異なっていた。 <p>さらに、請求書においては代表取締役の押印も漏れていた。</p>
教育局	飯能南高等学校	平成 23 年度の「ばい煙測定業務委託」(155 千円) について、承認を得ずに、業務を第三者に再委託したことは、不適切であった。
教育局	福岡高等学校	平成 23 年度に締結した「産業廃棄物収集運搬委託」等(3 件) の契約事務について、業務の完了を確認するためのマニフェストを受領する前に、検査確認を行い合格としていたのは不適切であった。

教育局	鷲宮高等学校	平成 23 年度の「ボイラー点検手数料」(50 千円)について、見積額と異なる額の請求書に基づき支出したことは不適切であった。
教育局	蕨高等学校	平成 23 年度の「学級増に伴う大会議室内部改修」(989 千円)について、予定価格を決定する前に、見積り合わせを行っていたことは不適切であった。

告 示

埼玉県監査委員告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成二十五年六月二十一日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 松 沢 邦 翁

埼玉県監査委員 梅 澤 佳 一

1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
病院局	がんセンター	平成 25 年 3 月 5 日 (第 2472 号)	カメラなどの固定資産で、所在の確認できないものが複数認められるなど、資産管理が不適切であった。	監査の結果を職員に周知するとともに、埼玉県病院事業財務規程に基づく固定資産（器械備品）の实地照合を実施し、適切な事務処理の徹底を図った。 今後は、毎年度定期的に实地照合を実施し、各担当と事務局の連携による相互チェックにより、再発防止を徹底することとした。
教育局	坂戸高等学校	平成 25 年 3 月 5 日 (第 2472 号)	平成 23 年度の「原水ポンプ槽配管修繕」(536 千円) について、契約に当たり、相手方の要望を受け見積条件と異なる工期で契約していたのは不適切であった。	再発防止のため、契約事務及び入札事務の注意点について再確認を行い、財務事務の適正な執行について周知徹底を図った。
教育局	秩父農工科学高等学校	平成 25 年 3 月 5 日 (第 2472 号)	平成 24 年 3 月の「県立秩父農工科学高等学校 3 号館及び自転車置場塗装工事請負契約」(1,454 千円) において、最低制限価格設定の参考となる算定表は作成されていたが、予定価格調書には最低制限価格は記載されていなかった。 それにもかかわらず最低制限価格を設定した形で落札者を決定していたことは不適切であった。	再発防止のため、契約事務や入札事務の注意点及び予定価格調書作成手続き等についての再確認を行い、財務事務の適正な執行について周知徹底を図った。

2 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
---------	--	-------------------------	-----------	-----------

総務部	自動車税事務所	平成 25 年 3 月 5 日 (第 2472 号)	平成 23 年度の「一般廃棄物収集運搬業務委託」(88 千円)の契約について、見積書の収集運搬回数に誤りがあったにも関わらず、そのままの金額で契約を締結していたのは不適切であった。	再発防止のため、監査結果を全職員に周知し、財務関係諸規程の再確認と適正な財務処理の周知徹底を図った。 また、見積書の確認は、積算根拠を含め、複数の職員でチェックすることを徹底した。
保健医療部	動物指導センター	平成 25 年 3 月 5 日 (第 2472 号)	平成 23 年度の浄化槽清掃業務等について、「浄化槽清掃・修繕、汚泥収集運搬」と「汚泥処分」をそれぞれ別の資格を有する業者と別々に契約していたが、全ての業務を一括した見積書を、「浄化槽清掃・修繕、汚泥収集運搬」の業者のみから徴取し、「汚泥処分」の業者から見積書を徴取しなかったことは、不適切であった。	監査結果を全職員に周知し、財務関係諸規程の再確認と適正な財務処理の周知徹底を図った。契約の相手方が複数となる場合には、それぞれの業者から見積書を徴取するよう徹底した。
産業労働部	職業能力開発センター	平成 25 年 3 月 5 日 (第 2472 号)	平成 23 年度の「汚水槽清掃業務(汚水槽の清掃・汚泥の収集運搬)」(94 千円)について、一般廃棄物(汚泥)収集運搬業の許可を有していない業者と契約を締結したことは不適切であった。	再発防止のため、職場会議等を通じて監査結果を周知し、情報の共有化を図った。 また、許認可を要する業務の発注に当たっては、必ず業者から証明書等の提示を求めて許認可の有無を確認することとし、不明な点は法令所管課に照会するなど、関係法令の遵守を徹底した。
県土整備部	川越県土整備事務所	平成 25 年 3 月 5 日 (第 2472 号)	普通財産の貸付及び行政財産の使用許可について、次の点で不適切であった。 1 河川改修事業で発生した普通財産(廃川敷)の無償貸付については、埼玉県財務規則により、所管部長の決裁と総務部長の合議が必要な案件であるにも関わらず、所長決裁により貸し付けていた。 2 行政財産である道路予定地についても、同様に、所長決裁により使用料を免除して使用許可していた。	今後不適切な事務のないよう部長会議等所内会議で周知徹底を図った。 また、当該事業担当において、普通財産の貸付及び行政財産の使用許可の書類ファイルの表紙に、決裁に関しては所管部長決裁と総務部長等の合議が必要であることを明記するとともに、引継ぎ事項として、文書にて確実に後任者に引継がれるようにした。

県土整備部	東松山県土整備事務所	平成 25 年 3 月 5 日 (第 2472 号)	平成 23 年度に「応急修繕(需用費)工事 6-18」(490 千円)及び「応急修繕(需用費)工事 6-19」(490 千円)の 2 つの歩道(水路)仮設工事を発注したが、各々の見積依頼日・見積徴取日・工事依頼日・契約相手方・工期・工事内容は同一であり、隣接箇所における工事であった。 効率的な予算執行の観点から両工事を一括で発注すべきであった。	再発防止のため「見積依頼時のチェックリスト」を作成し、依頼形態、依頼内容、見積依頼予定日、見積予定業者、予定工期について、各項目が適切であることを確認することとした。 また、所内各種会議等において、効率的な予算執行等の周知・徹底を図った。 さらに、グループリーダーが定期的に注意喚起をしている。
県土整備部 都市整備部	杉戸県土整備事務所	平成 25 年 3 月 5 日 (第 2472 号)	権現堂公園(2号公園:未開設区域)の一部に係る行政財産使用許可について、埼玉県財務規則により所管部長の決裁が必要な案件であるにも関わらず、所長決裁により使用料免除の許可を繰り返していたことは不適切であった。	2号公園の一部区域は、平成 25 年 4 月 1 日に都市公園として開設した。これに伴い、当該区域に施設を所有する幸手市には、都市公園法に基づき設置を許可した。 なお、上記に係る決裁は「埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則」第 5 条により、所長決裁で行った。 また、今後は、財務規則等の諸規定に基づき適正に事務処理を行うよう、職員会議を通じて周知徹底した。
病院局	精神医療センター	平成 25 年 3 月 5 日 (第 2472 号)	平成 23 年度の「医療情報システムサーバ更新業務委託契約」(14,553 千円)について、予定価格を決定するため事前に参考見積書を徴取したが、そのまま正規の見積書として契約を締結していたのは、不適切であった。	再発防止に向け、監査結果を職員に周知するとともに、埼玉県病院事業財務規程等の関係規程を再確認し、適正な事務処理について徹底を図った。 特に、契約事務を行う際には、適正に見積書が徴取されていることを複数の職員で確認する等チェック機能を強化し、適正な執行を徹底した。
教育局	近代美術館	平成 25 年 3 月 5 日 (第 2472 号)	平成 23 年度の「北浦和公園グレーチング交換修繕」(825 千円)について、予定価格調書の入札書比較価格(税抜き価格)に誤りがあった。	再発防止のため、予定価格調書の作成に当たっては、税抜き価格と税込み価格をわかりやすく表記するとともに、設計書との突合を確実にを行うよう徹底した。

教育局	浦和北高等学校	平成 25 年 3 月 5 日 (第 2472 号)	顕微鏡などの備品で、備品出納簿への記載漏れが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。	記載漏れの備品について、平成 25 年 2 月 14 日に備品出納簿への記載を行った。 再発防止のため、所属長が監査結果を全職員に周知するとともに、適正な物品管理と事務処理を実施するよう徹底した。 また、定期的に実地照合を実施することとした。
教育局	騎西特別支援学校	平成 25 年 3 月 5 日 (第 2472 号)	所在不明であった備品について、十分な調査をしないまま事実と異なる理由を記して不用決定等を行ったところ、後日、同備品が発見されるなど、備品の管理事務が不適切であった。	再発防止のため、所属長が監査結果を全職員に周知するとともに、定期的に実地照合を実施することとした。

告 示

埼玉県労働委員会告示第四号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定に基づき、埼玉県公営企業における同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合（組合員である当該事業の職員が次の表に掲げる職にある者のみに限られているものを除く。）について、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を、平成二十五年六月十二日次のとおり認定したので、告示する。

なお、平成二十二年埼玉県労働委員会告示第三号は廃止する。

平成二十五年六月二十一日

埼玉県労働委員会会長 石 田 眞

勤務箇所	職 名
本 庁	局長、企画参事、参事、管理部長、水道部長、契約局長、課長、技術評価幹、主席工事検査員、副参事、調整幹、副課長、副室長、副主席工事検査員、総務課主幹（企画及び秘書に関する事務、庶務に関する事務又は人事、給与若しくは服務に関する事務を所掌する者に限る。）、財務課主幹（予算に関する事務を所掌する者に限る。）、総務課主査（管理者の秘書業務、庶務に関する事務又は人事、給与若しくは服務に関する事務を所掌する者に限る。）、財務課主査（予算に関する事務を所掌する者に限る。）、総務課主任及び主事（人事に関する事務を所掌する者に限る。）
地域機関	機関の長、副所長、副場長、人事、給与又は服務に関する事務を担当する部長、担当部長及び担当課長

正 誤

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十五号（平成二十五年五月三十一日第
二千四百九十六号）中訂正

ページ 表中 行

二 指定に係る道路の延長 前から一から二まで

誤

○・○メートル）四・○メートル

正

○・○メートル）四・五メートル